

保 健 相 談

動 向

平成20年4月から「特定健診・特定保健指導」が始まった。国は保健指導の仕組みづくり及び高水準の質を求め、保健指導の方法等は効果の証明された個別支援プログラムを基本とするよう要請している。当協会は事業場や健康保健組合と連携し培ってきた産業保健分野における保健相談事業の進め方を活用して積極的な取り組みを行った。

産業保健分野は平成18年に発せられた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に取り組み、契約事業場の過重労働・メンタルヘルスに対応した保健相談事業を進めた。

I 保健相談事業

保健相談事業の外部委託が進む中で、受託機関である当協会は保健相談事業の質の標準化に取り組み、事業と契約を区分し再構築した。事業区分は従来から実施の産業保健に健康管理型メンタルヘルスと特定保健指導を加え3事業とし、契約区分は年間契約（年間を通じた活動、担当保健師固定（複数担当可））、短期契約（単発活動、保健師固定なし）、個別契約（個人の相談料金として規定したもの）の3区分とした。

【保健相談事業区分】

	産業保健	健康管理型メンタルヘルス	特定保健指導
年間契約	事業場の産業保健活動全般への支援を行う -産業保健チームの一員として産業医、安全衛生管理者等と協力して法の遵守に基づく活動、健康保持増進活動を支援。事業場担当者と相談の上、優先順位をきめて実施する-	健康管理の流れの中に、メンタルヘルスで求められるサポートシステムを組み入れ、「心と身体」の総合的支援を行う	-
短期契約	産業保健活動の一部を支援する -業務委託に併せた保健相談事業の協力-	メンタルヘルス事業の一部を支援する -業務委託に併せたメンタルヘルス事業の協力-	健保組合の委託に併せた、特定保健指導の実施-効果の証明された協会独自の特定保健指導プログラムの提供。健保組合の希望を取り入れた、メニューの作成、受診者のモチベーションに働きかけた支援-
個別契約	・健康教育 ・施設内保健相談 ・栄養相談 ・労災二次健診	・ライフサポートクリニック ・メンタルヘルス教育 ・コンサルテーション	・生活習慣病外来 ・LMP(ライフモディファイケーションプログラム)

(1) 産業保健

事業場の産業保健活動全般への支援を行う年間契約の業務は年々多様化してきた。メンタルヘルスの取り組み、過重労働者の健康管理や新型インフルエンザ対策等産業保健活動におけるリスクアセスメント・マネージメントで、契約事業場の規模も中小事業場の看護職がない事業場だけでなく、大規模事

業場も増え、1事業場あたりの訪問回数も週1～3回の依頼が増えている。

短期契約事業場は特定保健指導の開始にともない見直しを図り、契約事業場の契約変更や中止で調整した（5団体）。

(2) 健康管理型メンタルヘルス

産業保健には、メンタルヘルス活動も含まれるが、当協会においては職域のほか、地域・個人を対象に「健康管理型メンタルヘルス」とした事業が確立しているため、事業場がメンタルヘルスに特化して要求があった場合には「健康管理型メンタルヘルス」事業として位置づけして展開した。年間契約は出張型、協会来所型で対応し、メンタルヘルス不調者や復職支援など休業に至った要因の問題解決までカウンセリングを主体とした相談事業を実施。短期契約はストレス調査票を活用した健診時面接、うつ病の早期発見による構造化面接の実施、提案、報告、ライフサポートクリニックとの連携を実施した。

(3) 特定保健指導

保険者の委託に併せた特定保健指導の実施、保険者の希望を取り入れたメニューの作成、受診者のモチベーションに働きかけた支援を実施。短期契約ではあるが6ヶ月間の支援は担当保健師を決め継続した支援とした。保健師による二次渉外（業務部との同行渉外）は、保険者・事業場担当者・健康管理スタッフの連携を重視し、「特定保健指導とは何か」の説明からはじめ、方針や進め方を合意した契約まで平均3回の打合せを要した。

II 施設内保健相談事業

保健相談事業の個別契約は、中央診療所で行っている。施設内に相談場所があることで、年間契約・短期契約の事業場においても活用できている。休職者等事業場外の場所での面談希望に対応可能なサービスの提供となっている。

人間ドック・神奈川からがんをなくす会（ACクラブ）の会員制がん検診の個人受診者への対応をコーディネーターが担当し2年目となった。人間ドックでは個人対応の充実と特定保健指導の実施に取り組み、システムづくりと保健指導を進めた。人間ドック保健相談が約1,000人減少しているのは、特定保健指導の情報提供に振り替えたためである。

関係の集計表は163頁に掲載